

# 仕 様 書

- 1 業 務 名 浄水場本館清掃委託
- 2 履行場所 飯塚市 鯉田 地内
- 3 履行期間 契約締結の日の翌日 ～ 令和5年3月24日
- 4 業務概要

## <鯉田浄水場>

ワックス清掃	2回/年	計921.6m <sup>2</sup>
ワックス剥離清掃（廃液処分含む）	1回/年	計77.4m <sup>2</sup>
カーペットクリーニング	1回/年	計151.0m <sup>2</sup>
床清掃	1回/年	計177.0m <sup>2</sup>
ガラス清掃	2回/年	計148.8m <sup>2</sup>
便所清掃	2回/年	計20台

## <鯉田共同浄水場>

ワックス清掃	1回/年	計112.4m <sup>2</sup>
カーペットクリーニング	1回/年	計84.0m <sup>2</sup>
床清掃	1回/年	計90.0m <sup>2</sup>
ガラス清掃	1回/年	計38.2m <sup>2</sup>
便所清掃	1回/年	計7台

## 5 業務規約

- (1) 作業日程については、事前に監督員と打ち合わせを行い実施し、浄水場の業務に影響を及ぼすことがないように十分配慮すること。原則、土日及び祝祭日の午前8時30分～午後5時までとする。但し、監督員が了解する場合は、この限りではない。
- (2) 事前に、床清掃で使用するワックスの成分表（製品安全データシート）を提出すること。
- (3) 原則、移動可能な棚、椅子、ゴミ箱等は移動し、床清掃をしてからワックス掛けを行うこと。移動については、監督員等の指示を受け実施すること。特に、水質検査室には、精密機械、実験器具、薬品等があることから、十分に配慮しながら、監督員と詳細に打ち合わせ、疑義のないように実施すること。
- (4) ワックス剥離清掃は、ワックス剥離作業及びワックス清掃作業を、原則1日で行うものとするが、監督員及び浄水場運転者が了解する場合は、連続した土日若しくは、祝祭日の範囲内で行うものとする。

- (5) 清掃前、清掃中、清掃後の確認ができる見開きのページを用意し、業務写真帳にまとめること。写真は、黒板等を使用し清掃場所及び清掃状況等が確認できるようにすること。また、各清掃日の清掃場所、清掃内容が確認できる一覧表を提出すること。
- (6) 清掃完了後の仕上がり・確認を監督員と十分に打ち合わせて行い、不良箇所がある場合は協議のうえ再清掃を行うこと。